障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景及び経過

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18年に国連において、
しょうがいしゃ
にんけんおよ
きほんてき
じゅう
きんけん
に
はらかいしゃ
にんけんおよ
きほんてき
じゅう
きょうゆう
かくほ
なら
にようがいしゃ
にんけんおよ
きほんてき
じゅう
きんけん
に
なら
こくないに
で
ま者の固有の
尊厳の
そんちょう
そくしん
さくさいじょうやく
尊
重を促進するための包括的かつ総合的な国際条
約である障害者の権利に関する
こくないとうやく
なら
い
かい
い
い
なら
い
い
なら
い
なら
にようがいしゃ
にようがいしゃ
にようがいしゃ
にようがいしゃ
はん
りん
りにようがいしゃ
はん
りん
りん
りにようがいしゃ
はん
りん
りん
りにようがいしゃ
はん
しょうがいしゃ
はん
りん
りん
りん
りん
りにようやく
くに
へいせい
はん
はん
りにようやく
条
約
(以下「権利条
約」という。)が採択された。
我が国は、
平成19年に権利条
約
に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきた。

ゅんのじょうやく だい じょう 権利条 約は第2条 において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあら ゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他の あらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を にんしき きょうゆう また こうし がい また きまた もくてきまた こうか ゆう 認識し、享 有し、又は行使することを害し、又は妨 げる目的又は効果を有するもの をいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。) を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めている。我 が国においては、平成16年の障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正において、 しょうがいしゃ たい きべつべつ きんし きほんてきりねん めいじ で 書 者に対する差 別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法 がいせい さい けんりじょうやく しゅし な どうほうだい じょうだい ごう しゃかいてきしょうへき 改正の際には、権利条 約の趣旨を踏まえ、同法第2条 第2号において、社会的障 壁 について、「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる ような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義され るとともに、基本原則として、同法第4条 第1項に、「何人も、障害者に対して、障害 を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こ と、また、同条 第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が ザル・モル 現に存し、かつ、その実施に伴 う負担が過重でないときは、それを怠 ることによつ て前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な 配慮がされなければならない」ことが規定された。

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを

もくてき 目的として、平成25年6月に制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者 しきく かか とりくみ せいか な 施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に権利条 約を締結した。

また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、
を表現的記慮の提供を義務付けるとともに、
を表現的記慮の提供を義務付けるとともに、
を表現相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が
というがい りゅう
となる
を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が
こうぶ
公布された(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する
ほうりつ
にようがい
りゅう
となる
を対しよう
ないしょう
ないとなる
ないとなる

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

法は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資することを目的としている。全ての国民が、障害の有無によって分け隔でられることで、もなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生すると会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関が対します。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日間的に定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日間的に定されているものもある。こうした政組を広く社会に示しつつ、また、権利条約が採用する、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害、精神障害(発達障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方の国民全体への浸透を図ることによって、国民一人一人の「社会モデル」の考え方の国民全体への浸透を図ることによって、国民一人一人の「は会モデル」の考え方の国民全体への浸透を図ることによって、国民一人一人の「管害に関する正しい知識の取得や理解が深まるとともに、障害者や行政機関等・事がに、地域住民といった様々な関係者の建設的対話による協力と合意により、共生したがいた。またが、地域住民といった様々な関係者の建設的対話による協力と合意により、共生社会の実現という共通の目標の実現に向けた取組が推進されることを期待するものである。

き ほんほうしん たいおうようりよう たいおうし しん かんけい (2) 基本方針と対応要領 ・対応指針との関係 基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むのでという。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、障害種別に応じた具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) 条 例との関係

地方公共 団体においては、障害を理由とする差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害を理由とする差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法との関係では、地域の実情に即した既存の条例(いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。)については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害を理由とする差別を解消する取組の推進が望まれる。

だい ぎょうせいき かんとうおよ じ ぎょうしゃ こう にょうがい りゅう きべっ かいしょう 第2 行 政機関等及び事業 者が講ずべき障 害を理由とする差別を解 消するための措置 かか きょうつうてき じこう に関する共 通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障 害者

対象となる障害者は、法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知ち、身体障害、知りにようがいせいしんとようがいはったっしょうがいおよこうじのうきのうしょうがいるくい。)その他の心身の機能の時害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能のはようがいなんびようとうきがいまるとうがいるくいからいからいからいからる者では、難病等に起因する障害を含む。)(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

(2) 事業 者

たいしょう じ ぎょうしゃ しょうぎょう た じ ぎょう おこな もの ち ほうこうきょうだんたい けいえい 対象 となる事業 者は、商 業 その他の事業 を行 う者 (地方公共 団体の経営するき ぎょうおよ こうえいき ぎょうがたち ほうどくりつぎょうせいほうじん ふく くに どくりつぎょうせいほうじんとう ち ほうこうきょうだん 企業 及び公営企業 型地方独立行 政法人を含み、国、独立行 政法人等、地方公共 団

(3) 対象 分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによることとされている。

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由としておいる。本語を発達している。なお、車椅子、補助犬の利用等を理由としておいます。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

tube j p p j はんだん し てん (2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス やる種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等

及び事業 者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、 しょうがいしゃ じょぎょうしゃ だいさんしゃ けんり りえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほ ぜん じょぎょう もくてき 障 害者、事業 者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業 の目的・ ないよう きゅう いじ そんがいはつせい ぼうしとう およ ぎょうせいき かんとう じ む じ ぎょう もくてき 内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行 政機関等の事務・事業 の目的・内容・ きゅう いじとう かんてん かんが く たいてきば めん じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき はんだん 機能の維持等の観点に鑑 み、具体的場面や状 況 に応じて総合的・客 観的に判断することが必要である。

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 業 務の遂行に支障 がないにもかかわらず、障 害者でない者とは異なる場所で の対応を行 うこと。
- ・ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など では はままま しゅっき しゅっき 一律に接遇の質を下げること。
- ・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うこと はようがいしゃ たい いちりつ ほごしゃ しょんしゃ かいじょしゃ どうはん なく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件 とすること。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- ・ 実習 を伴う講座において、実習 に必要な作業 の遂行上 具体的な危険の発生 が見込まれる障 害特性のある障 害者に対し、当該実習 とは別の実習 を設定すること。 (障 害者本人の安全確保の観点)
- ・ 飲食 店において、車 椅子の利用者が畳 敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳 を保護するための対応を行うこと。 (事業 者の損害発生の防止の観点)
- ・銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、 はようがいしゃほんにん たい しょうがい じょうきょう ほんにん とりひきいし とう かくにん 障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。(障害者本人の財産の保全の観点)
- でんどうくるまい す りょうしゃ たい つうじょう とうじょうて つづき ほ あんけんさ じ かん ょう 電動車 椅子の利用者に対して、通常 よりも搭乗 手続 や保安検査に時間を要

することから、十分な研修を受けたスタッフの配置や関係者間の情報共有により所要時間の短縮を図った上で必要最小限の時間を説明するとともに、搭乗に間に合う時間に空港に来てもらうよう依頼すること。(事業の目的・内容・機能の維持の観点)

行 政機関等及び事業 者は、正当な理由があると判断した場合には、障 害者にその りゅう ていねい せつめい するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、行 世いき かんとうおよ じ ぎょうしゃ しょうがいしゃ そうほう たが 政機関等及び事業 者と障 害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重 しながら相互理解を図ることが求められる。

3 **合理的配慮**

- ごうり てきはいりょ きほんてき かんが かた (1) 合理的配慮の基本的な考 え方
- ア 権利条 約第2条 において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を 基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するため の必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもので あり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条 約における合理的配慮の定義を踏まえ、行 政機関等及び事業 者に対し、その事務・事業 を行うに当たり、個々の場合において、障害者から現に社ら、会的障 壁の除去を必要としている旨の意思の表 明があった場合において、その実施に伴う負担が過重 でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障 壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと(以下「合理的配慮」という。)を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害の本に対け、対対してきます。こととならないよう、で生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないようがになって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、管害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施によるなが、ではなら、管理を対して必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施により負担が過重でないものである。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状態は、に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。また、その内容は、後述する「環境の整備」に係る状況や、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれて

いる状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害となる状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「(2)過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素とうりよりに表する。 せんだく まく そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい つう いつよう も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、ではうきょうかの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社がいてきしょうないとない。 というでは、ではうきょうの理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会の管壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な財経を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応で、を素がに検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。

ウ 現時点における合理的配慮の一例としては以下の例が挙げられる。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、あらゆる事業 者が必 ずしも実施するものではないこと、以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する。

ごうり てきはいりょ れい (合理的配慮の例)

- ・ 車 椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境に係る対応を行うこと。
- ・ 筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通に係る対応を行うこと。
- るなどの意思疎通に係る対応を行うこと。

 しょうがい とくせい おう きゅうけいじ かん ちょうせい ひつよう

 障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などのルール・慣行の柔軟な変更を行うこと。
- てんない たんどくい どう しょうひん ば しょ とくてい こんなん しょうがいしゃ たい てんないい どう かいもの 店内の単独移動や商 品の場所の特定が困難な障 害者に対し、店内移動と買物のし えん おこな 支援を行 うこと。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないとかが、考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

ごうり てきはいりょ ていきょうぎ む い はん がいとう かんが (合理的配慮の提供 義務違反に該当すると考 えられる例)

- ・ イベント会場 内の移動に際して支援を求める申 出があった場合に、「何かあ

ったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を あること。

- ・ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- ・ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱 視の障 害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申 出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱 いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供 義務に反しないと考 えられる例)

- ・ 飲食 店において、食 事介助等を求められた場合に、当該飲食 店が当該業 務を ・ 飲食 店において、食 事介助等を求められた場合に、当該飲食 店が当該業 務を 事業 の一環として行っていないことから、その提供 を断 ること。 (必要とされる範囲で本来の業 務に付随するものに限られることの観点)
- ・ 抽 選販売を行っている限定商品について、抽 選申 込みの手続を行うこと 地 選販売を行っている限定商品について、抽 選申 込みの手続を行うこと が困難であることを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機 かい ていきょう う 会の提供を受けるためのものであることの観点)
- ・ オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)

また、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

エ 意思の表 明に当たっては、具体的場面において、社会的障 壁の除去を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触 覚による意思伝達など、障 害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えるたる。その際には、社会的障 壁を解 消するための方法等を相手に分かりやすく伝

えることが望ましい。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、意思の表明が困難な障害者が、家族や支援者・介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(2) 過重 な負担の基本的な考 え方

- じ む じ ぎょう えいきょう ていど じ む じ ぎょう もくてき ないよう き のう そこ いな 事務・事業 への影響 の程度(事務・事業 の目的・内容・機能を損なうか否か)
- じつげんか のうせい ていど ぶつり てき ぎ じゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度(物理的・技術 的制約、人的・体制上 の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業 規模
- 財政・財務状 況

(3) 環境 の整備との関係

ア 環境 の整備の基本的な考 え方

法は、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)を、環境の整備として行物を開発が投票業者の努力義務としている。環境の整備においては、新して行うなが、で事業者の努力義務としている。環境の整備においては、新して技術開発が投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が動けたれる。また、ハード面のみならず、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれることが重要である。

しょうがい りゅう さべつ かいしょう とりくみ ほう こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう 障 害を理由とする差別の解 消のための取組は、法や高齢者、障害者等の移動等

の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)等不特定多数の障害者を対します。とした事前的な措置を規定する法令に基づく環境の整備に係る施策や取組をまたい。また、かんきょうの整備に係る施策や取組をまたい。また、かんきょうの整備に係る施策や取組をまたい。また、かんきょうの整備に係る施策や取組をまたい。また、かんきょうがんというようである。

イ 合理的配慮と環境 の整備

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

ごうり てきはいりょ ていきょう かんきょう せいび かんけい かか いちれい と で かい か れい か 合理的配慮の提供 と環境 の整備の関係に係る一例としては以下の例が挙げられる。

- ・ 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について店員研修を行う(環境の整備)とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら店員が代筆する(合理的配慮の提供)。
- ・ オンラインでの申り込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配慮の提供)とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることのないよう、ウェブサイトの改良を行う(環境の整備)。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除まするという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、規範・がある。を表がいるというでは、対していますがいます。という観点がある。を表がいるとなるというないます。ないますがいます。という観点がある。を表がいるとなる。また環境の整備を図ることは有効である。また環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる関係を図ることは有効である。また環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる場合においても、そのではは、対していますが、大きに対しますが、大きに対していますが、大きに対していますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対していますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しまりに対しますが、大きに対しますが、大きに対しますが、大きに対しまりに対しまりが、大きに対しまりに対しますが、大きに対しまりが、大

1 基本的な考え方

たいおうようりよう

2 対応要領

たいおうようりょう いちづ およ さくせい へんこうて つづき (1) 対応要領 の位置付け及び作成・変更手続

(2) 対応要領 の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- しょうがい りゅう まとう さべってきとりあつか およ ごうり てきはいりよ ぐ たいれい 障 害を理由とする不当な差別的取扱 い及び合理的配慮の具体例
- るのでは といる といる といる といる 相談体制の整備
- 職 員への研修 · 啓発

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共 団体等における対応要領 の作成については、地方分権の趣旨に鑑 み、法においては努力 義務とされている。地方公共 団体等において対応要領 を作成・変更する場合には、2(1)及び(2)に準 じて行 われることが望ましい。国は、地方公共 団体等における対応要領 の作成等に関し、適時に資料・情 報の提供、技術 的助 はなど、所要の支援措置を講ずること等により協力 しなければならない。

第4 事業 者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な 考 え方

事業者については、令和3年の法改正により、合理的配慮の提供が法的義務へと
かられた。これを契機として、事業者においては、各主務大臣が作成する対応指針
に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められる。主務大臣に
おいては、所掌する分野の特性を踏まえたきめ細かな対応を行うものとする。各事
業者における取組については、障害を理由とする差別の禁止に係る具体的取組はも
とより、相談窓口の整備、事業者の研修・技術をの機会の確保、個別事案への対応を契
機とした障害を理由とする差別の解消の推進に資する内部規則やマニュアルなど制
度等の整備等も重要であり、対応指針の作成・変更に当たっては、この旨を明記する

2 対応指針

(1)対応指針の位置付け及び作成・変更手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成・変更に当たっては、障害者や事業者等を構成した。
を作成するものとされている。作成・変更に当たっては、障害者や事業者等を構成した。
を作成するものとされている。作成・変更に当たっては、障害者や事業者等を構成した。
をなるなの開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者をの他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、
ないおうししん。
こうひょう
対応指針を公表しなければならない。

対応指針は事業 者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる 合理的配慮の具体例は、事業 者に強 制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業 者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状 況に応じて柔 軟に対応することが期待される。

また、対応指針は事業者に加え、障害者が相談を行う際や、国や地方公共団体における相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事業に係る所管府省庁の確認のおける相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事業に係る所管府省庁の確認のため参照され得るものであることから、対応指針においては、各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を分かりやすく示すことが求められる。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する きい とようがいとくせい ねんれい せいぐっ く たいてき ば めんとう こうりょ 際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意する ることとする。

- 趣旨
- 障 害を理由とする不当な差別的取扱 い及び合理的配慮の基本的な考 え方
- しょうがい りゅう なとう さべってきとりあっか およ ごうり てきはいりょ ぐ たいれい 障 害を理由とする不当な差別的取扱 い及び合理的配慮の具体例
- □ ま業者における相談体制の整備

- 事業 者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度 等の整備
- 国の行 政機関(主務大臣)における所掌 する分野ごとの相談窓口

3 主務大臣による行政措置

事業者における障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者により自主的な政組のみによっては、その適切な改善を期待することが困難である場合などには、主務ではした取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などには、主務ではは、法第12条に基づき、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法とのできることとされている。また、障害がないが、第3条により、各事業法律施行令(平成28年政令第32号。以下「施行令」という。)第3条により、各事業法等における監督は、は、ま務を地方公共、団体の長等が行うこととされている。ときは、法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務についても、当該地方公共とは、法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務についても、当該地方公共ときは、法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務についても、当該地方公共の解消に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を地方公共の解消に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務をを持たがあると認めるときは、主務大臣が自らその事務をを持たがあると認めるときは、主務大臣が自らその事務をを持たがあると認めるときは、主務大臣が自らその事務をを持たがあると認めるときは、主務大臣が自らその事務をおおり、ことは妨げられていない。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談にていない。たいおうではなるとりなる情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談にていない。たいおうではないないないの取組を積極的に行うものとする。特に、事業者による合理的に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。特に、事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴い、事業者から様々な相談が寄せられることが見込まれることから、円滑ながないない。等が可能となるよう、各人臣は、相談事案に関係する他の主務大臣や地方公共団体などの関係機関との連携を十分に図ること等が求められる。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊ないた。主義の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基はからよう。

第5 国及び地方公共 団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の 実施に関する基本的な事項

- 1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

する差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保 のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとされている。

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、公正・中立な立場である そうだんまどぐちょう たんとうしゃ しょうがいしゃ じぎょうしゃとう そうだんよう てきかく おう ひつよう 相談窓口等の担当者が、障害者や事業者等からの相談等に的確に応じることが必要 である。

国においては、主務大臣がそれぞれの所掌する分野ごとに法第12条に基づく権限を有しており、各府省庁においては、障害を理由とする差別の解消に関する相談につきまた、地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消に関する相談につきるが、というはいないでは、障害を理由とする差別の解消に関する相談につきるが、おいました。これである。また、地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消に関する相談につきるが、おいまり、いちげんてき、うしておいては、でいまり、ないまり、ない、かくぶしよきがな分野を問わず一元的に受け付ける窓口や相談員を配置して対応する例、各部署・機関のまどくちないまり、ないまり、窓口で対応する例などがある。

相談対応の基本的なプロセスとしては、以下のような例が考えられる。相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係部はよる相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。その際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、これにようほう てきせい とりあっか かくほ 世いろ ねんれい じょうだいまう はいりょ するとともに、これにようほう てきせい とりあっか かくほ 個人情報の適正な取扱いを確保することが重要である。なお、相談窓口等の担当者とは別に、必要に応じて、相談者となる障害者や事業者に寄り添い、相談に際して必要な支援を行う役割を担う者を置くことも円滑な相談対応に資すると考えられる。

その上で、基本的な対応での解決が難しい場合は、事案の解決・再発防止に向けたがの段階の取組として、国においては、法第12条に基づく主務大臣による行政措置や、地方公共団体においては、前述の施行令第3条に基づく措置のほか、一部の地域に対しておいては、前述の施行令第3条に基づく措置のほか、一部の地域に対して表例で定められている報告徴収、助言、指導、勧告、公表などの措置や紛争解決のための措置による対応が考えられる。

そうだんたいおう (相談対応のプロセスの例)

- でいねい じ じっかくにん 相談者への丁寧な事実確認
- 関係者(関係部局) における情報共有、対応方針の検討
- 関係者(関係部局) における情報共有、事案の評価分析、対応方針の検討
- ₹うだんしゃ あいて がた わまうせい はなしあ ば せってい 相談者と相手方との調整、話合いの場の設定

なお、障害を理由とする差別に関する相談を担うこととされている窓口のみならず、日常的に障害者や事業者と関わる部局等も相談の一次的な受付窓口としての機能を担い得ることに留意する。

(2) 国及び地方公共 団体の役割分担並びに連携・協力 に向けた取組

くにおよっち ほうこうきょうだんたい ままざま しょうがい りゅう きべっ かいしょう そうだんまどぐち 国及び地方公共 団体には、様々な障 害を理由とする差別の解 消のための相談窓口とう そんざい ほう あら きかん せつち きそん きかんとう かつよう じゅうじっ はか 等が存在している。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充 実を図る

こととしているところ、差別相談の特性上、個々の相談者のニーズに応じた相談窓口 きゅうとう まんたくし かくまう をしているところ、差別相談の特性上、個々の相談者のニーズに応じた相談窓口等の選択肢が複数あることは望ましく、国及び地方公共 団体においては、適切な役割がたた した そうだんまどくちとう かん れんけい きょうりょく ぎょうむ おこな うことで、障害を理由と する差別の解消に向けて、効率的かつ効果的に対応を行うことが重要である。

相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生いたかい じっぱん しょうだんしゃ 生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町 村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。都道府県は、市区町 村への助言や広域的・専ちんでき じゅん かんが 名事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等で入り、 でくまり にな かんが の役割を担うことが考えられる。また、国においては各府省 庁 が所掌 する分野に応じて相談対応等を行うとともに、市区町 村や都道府県のみでは対応が困難な事案について、適切な支援等を行う役割を担うことが考えられる。

(3) 人材の確保・育成

2 啓発活動

にようがい りゅう きべっ きべっ こくみんひとり ひとり しょうがい かん ちしき りかい を障害を理由とする差別については、国民一人一人の障害に関する知識・理解の不 って分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 し合いながら共 生する社会 を実現するためには、障害者に対する障害を理由とする差別は解消されなければな らないこと、また障害を理由とする差別が、本人のみならずその家族等にも深い影響 を及ぼすことを国民一人一人が認識するとともに、障害を理由とする差別の解消の ための取組は、障害者のみならず、全ての国民にとっての共生社会の実現に資する ものであることについて、理解を深めることが不可欠である。このため、内閣府を中 LA かんけいぎょうせいき かんとう れんけい しゃかい しゃかい かんが かた ふく かくしゅけい 心に、関係行 政機関等と連携して、いわゆる「社会モデル」の考 え方も含めた各種啓 はつかっとう せっきょくてき と く こくみんかくそう しょうがい かん り かい そくしん 発活動に積極 的に取り組み、国民各層の障 害に関する理解を促進するものとする。 また、各種啓発活動や研修等の実施に当たっては、障害のある女性は、障害がある ことに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機 が、 まんとう え 会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱 いを受けやすかったりする場合があ るといった意見があること、障害のある性的マイノリティについても同様の意見があ ること、障害のあるこどもには、成人の障害者とは異なる支援の必要性があること についても理解を促す必要があることに留意する。

(1) 行 政機関等における職 員に対する研修

行 政機関等においては、所属する職 員一人一人が障 害者に対して適切に対応し、 また、障 害者や事業 者等からの相談等に的確に対応するため、法や基本方針、対応要 りよう たいおうし しん しゅうち てつてい しょうがいしゃ はなし き き かい もう かくしゅけんしゅうとう 領 ・対応指針の周 知徹底、障 害者から話 を聞く機会を設けるなどの各種研修 等を 実施することにより、職 員の障 害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業 者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法や基本方針、たいおうしたの普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。内閣をおいては、障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例等の提供を通じ、事業者を含め社会全体における障害を理由とする差別の解消に向けた理解や取組の進展を図る

ち いきじゅうみんとう たい けいはつかつどう(3) 地域住 民等に対する啓発活動

ア 国民一人一人が法の趣旨について理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促 しょうがいしゃ ふく ひろ しゅうち けいはつ おこな じゅうよう ひろ しゅうち けいはつ おこな じゅうよう ひろ しゅうち けいはつ おこな じゅうよう ひろ しゅうち けいはつ おこな とが重 要である。この

- イ 障害のあるこどもが、幼児教育の段階からその年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のないこどもと共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる、権利条約が求めるインクルーシブ教育システムの構築を推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、こどもの頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のないこどもの保護者に対する働きかけも重要である。
- ウ 国は、グループホーム等を含む、障 害者関連施設の認可等に際して、周 辺住 民 では、グループホーム等を含む、障 害者関連施設の認可等に際して、周 辺住 民 の同意を求める必要がないことを十 分に周 知するとともに、地方公共 団体においては、当該認可等に際して、周 辺住 民の同意を求める必要がないことに留 意しつ 、住 民の理解を得るために積極 的な啓発活動を行 うことが望ましい。

3 情報の収集、整理及び提供

にようがい りゅう きべっ かいしょう すいん 事例の共 有等を通じて障害 事を理由とする差別の解消を推進するためには、事例の共 有等を通じて障害 りゅう まょう きべってきとりあっか いや合理的配慮の考え方等に係る共 通認識の形成を理由とする不当な差別的取扱 いや合理的配慮の考え方等に係る共 通認識の形成を図ることも重要である。内閣府では、引き続き各府省庁や地方公共団体と連携・ままうりょく じゅい しゅうしゅう ないかくな まんこう じゅん がいようとう か はかってき がいようとう ないかくな しょうりょく しょれい しゅうしゅう ちんこう じゅん がいようとう か して事例を収集 するとともに、参考となる事案の概要等を分かりやすく整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表・提供することとする。

(1) 趣旨

障 害を理由とする差別の解 消を効果的に推進するには、障 害者にとって身近な地 いき しゅたいてき とりくみ はいて、主体的な取組がなされることが重 要である。地域において日常 生活、社

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、できせつ そうだんまどぐち ゆう き かん しょうかい く たいてきじ あん たいおうれい きょうゆう きょうぎ かい 適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の たいおうれい きょうせいき かんとう ちょうてい あっせんとう きまざま とりくみ な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解けつとう たいおう たいおう かんが きょうでい あっせんとう きまざま とりくみ な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解けつとう たいおう かんが きょう かんが きょう たいおう かんが きょう かんが そうだんじ あん こうり てきはいりょ かか かんきょう せいび 決等に対応することへの後押し等が考 えられる。このほか、関係機関において紛争解けつとう たいおう できはいりょ く たいれい そうだんじ あん こうり てきはいりょ かか かんきょう せいび 決に至った事例や合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備をおこる できない できまうゆう ぶんせき つう に至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案 はつせいぼうし のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことも期待される。

(3) 設置促進等に向けた取組

かくちょうこうきょうだんたい きょうぎ かい せつち そくしん 各地方公共 団体における協 議会の設置促進のためには、協 議会の単独設置が困難な場合等に、必要に応じて圏域単位など複数の市区町 村による協 議会の共 同設置・運営を検討することや、必要な構成員は確保しつつ、他の協 議会等と一体的に運営すると関催形式を柔 軟に検討することが効果的と考 えられる。

また、市区町村における協議会の設置等の促進に当たっては都道府県の役割が重要であり、都道府県においては、管内市区町村における協議会の設置・実施状況の世界を通じて、市区町村における協議会の設置・実施状況の世界を通じて、市区町村における取組のバックアップを積極的におけるが望ましい。加えて、都道府県において組織される協議会においても、紛争解決等に向けた取組について、市区町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。内閣府においても、地方公共団体の担当者向けの研修の実施を

だい たいにうがい りゅう きべつ かいしょう すいしん かん しょく かん じゅうようじ こう 第6 その他障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する施策に関する重 要事項

が関

この基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正 する法律の施行の日から適用する。